

発行・支払代理人選任に係るQ & A

新たに選任した受託銀行を通して振替地方債を発行しようとする際には、当該選任に係る届出を当機構に対して行う必要があります。

当該届出を行っていない場合には、条件決定日における所要の実務が行われず、振替地方債を予定どおり発行することが困難となりますので、くれぐれもご注意ください。

また、届出に係る正式書類のご提出後に、記載不備による再提出となりませんように、ドラフト版（押印不要）の事前提出をお勧めしております。

ドラフト版は電子メールにて当機構に対してご提出ください。内容について確認後、連絡を差し上げます。

Q 1

発行・支払代理人を新たに選任したい場合にはどのような手続が必要ですか。

A 1

「参加形態別事項届出書（一般債振替制度）」の「5. 発行者に関する届出事項」欄に必要な事項を記入し、公印を押印して当機構に必着するようご提出いただく必要があります。

詳細につきましては、当機構ホームページの「参加手続・変更手続に係る届出書類」（<http://www.jasdec.com/system/cp/participation/document01/index.html>）で掲載している「一般債振替制度固有事項に係る変更届出書類一覧及び記載要領」でご確認ください。

なお、当機構で受理した提出書類は返却いたしませんので、提出前に写しを保管いただくことをお勧めしております。

Q 2

発行・支払代理人を新たに選任する場合のスケジュールについて教えてください。

A 2

「参加形態別事項届出書（一般債振替制度）」を発行・支払代理人の選任を完了させたい日の5営業日前までに当機構に必着するようご提出ください。記載不備等（過去に届出済の首長氏名、公印（印影）等との不一致を含みます。）がある場合には再提出となり、選任を完了させたい日のご希望に沿えない可能性がありますのでご注意ください。

振替地方債の条件決定は発行・支払代理人選任完了日以降に可能となります（別途、発行・支払代理人として選任する予定の金融機関に対して、条件決定の手続に要するスケジュール等をご確認ください。）。そのため、条件決定日までに余裕を持ったスケジュールで書類を提出していただきますようお願いいたします。

また、振替地方債の発行は、市場公募債（「共同発行市場公募債」）及び「住民参

加型市場公募債」を含みます。) の場合には発行・支払代理人選任完了日の4営業日後の日以降に、銀行等引受債(証券形式) の場合には発行・支払代理人選任完了日の翌営業日以降に可能となります(いずれの発行につきましても、別途、発行・支払代理人として選任する予定の金融機関に対して、手続に要するスケジュール等をご確認ください)。

Q 3

選任している発行・支払代理人はどのようにしたら確認できますか。

A 3

地方公共団体におかれまして「参加形態別事項届出書(一般債振替制度)」の控えをお持ちでしたら当該届出書をご確認ください。

また、地方公共団体が制度参加手続を行った場合には「発行者登録通知書」を、地方公共団体に変更手続を行った場合には「発行者登録変更通知書」をそれぞれ当機構から地方公共団体に対して送付しており、両通知にも選任している発行・支払代理人に係る情報を掲載しておりますので、当該通知書をお持ちでしたらこちらをご確認ください(通知書を保管いただくことをお勧めしております)。

お持ちでない場合には、当機構に対してお問い合わせいただければ確認が可能です。

Q 4

発行・支払代理人においても自らが選任されているか否か確認することができますか。

A 4

当機構から発行・支払代理人に対して、変更の都度、自行を発行・支払代理人として選任している発行者に係る情報を配信していますので確認が可能です。

Q 5

発行・支払代理人が選任されていないまま条件決定をした場合、何か問題がありますか。

A 5

発行・支払代理人選任に係る届出を行っていない場合には、条件決定日における所要の実務が行われず、振替地方債を予定どおり発行することが困難となります。

なお、例えば、振替地方債の条件決定が入札の結果に基づいて行われる場合には、落札後に当機構に対して新規に発行・支払代理人選任に係る届出を行うのでは発行スケジュール上間に合わないおそれもあります。このような場合には、発行・支払代理人となる可能性のある金融機関をあらかじめ発行・支払代理人として選任する等の手段を講じておく必要があります。